

# 給付年金コーナー

## 納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は、所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成31年1月から令和元年12月までに納められた保険料の全額ですが、過去の年度分や追納された保険料も含まれます。また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やお子様等の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除を受けられます。

なお、本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、本年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬頃に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。なお、本年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめに国民年金保険料を納められた方へは、来年の2月上旬頃に送られます。

**問合せ** 秩父年金事務所 ☎27・6560

## 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の実施について

さいたま地方法務局と埼玉県人権擁護委員連合会は、夫・パートナーからの暴力やストーカー行為など、女性をめぐる様々な人権問題に取り組むため、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間として、通常の受付時間を延長するなど、一人でも多くの女性から専用相談電話による相談を受け付けます。

**日 時** 11月18日(月)～24日(日) 午前8時30分～午後7時

※ただし、11月23日(土)及び24日(日)は、午前10時～午後5時

**電話番号** ☎0570・070・810

**相談担当者** 法務局職員と人権擁護委員が対応します。(秘密は厳守します。)

**問合せ** さいたま地方法務局人権擁護課 ☎048・859・3507

## 11月の納期

●国民健康保険税 普通徴収（第5期分）

●介護保険料 普通徴収（第5期分）

●後期高齢者医療保険料 普通徴収（第5期分）

納期限は12月2日(月)です。口座振替の場合は11月26日(火)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

**問合せ** 役場 ☎66・3111

国民健康保険税（納税） 税務課国民健康保険税担当 内線112

介護保険料 健康福祉課介護保険担当 内線133

後期高齢者医療保険料 町民課給付担当 内線123

## 今月の学校給食費

11月分の学校給食費は、11月11日(月)に口座振替となりますので、残高をご確認ください。